

令和5年度磐田市×徳川家康謎解き周遊事業業務委託 仕様書

1 業務の目的

NHK大河ドラマ「どうする家康」放送中に市民参加型のイベントを実施し、磐田市と徳川家康の関わりを周知・宣伝することにより、磐田市の魅力発信や観光誘客を推進し、地域活性化を図ることを目的とする。

磐田と家康の関連を周知し、気運を高めるようなイベントにする。

2 業務の名称

令和5年度磐田市×徳川家康謎解き周遊事業業務委託

3 委託費上限額

4,000,000円（消費税及び地方消費税込み）

4 イベント概要

- (1) イベント実施期間：令和5年8月1日（火）から令和5年10月31日（火）
- (2) 謎解きポイント：徳川家康ゆかりの地4ヶ所以上
- (3) 参加者：どなたでも（メインターゲットは小中学生のファミリー層）

5 業務委託期間

契約締結の日から令和5年12月31日（日）まで

6 業務の内容

誰もが参加したくなるような楽しいイベントを企画し、ひいては、市の魅力発信と観光誘客に繋がるよう創意工夫を凝らすこと。

ついては、以下の前提条件①～⑤を踏まえた上で企画する。

<前提条件>

①メインターゲット

小中学生のファミリー層とし、謎解きを楽しみながら対象エリアについて理解を深められる企画を構成すること

②参加料（謎解きキット含む）

無料

③徳川家康ゆかりの地を含めたコース

謎解きポイントは磐田市内の徳川家康にゆかりの地へと設定し、ゴールとなる場所を

含めて4箇所以上設置すること

徳川家康ゆかりの地：磐田市観光協会 HP

(<https://kanko-iwata.jp/ie-yasu/>) 参照

④市内周遊エリア

市外から訪れた観光客も気軽に参加できるように、半日～1日程度でまわることが出来るコース設定とすること

(1) 企画全体に関すること

- ①磐田市にまつわる徳川家康の伝承をテーマにストーリー性のある謎を制作し、参加者がイベントを通して理解を深められるようにすること。
- ②全てのエリアにおいて、事前に現地調査を行った上でコースを設定すること。
- ③設定したコースや謎解きの妥当性について、事前に十分な検証作業を行うこと。
- ④制作期間中において、企画・制作の進行管理および各種手配等、受託者との窓口となる制作進行管理者を選定し、委託者との迅速な連絡調整が可能な体制を整えること。

(2) プレゼント企画

謎解きをクリアした参加者が、抽選による賞品をプレゼントする企画を実施すること。

①申込方法

参加者が謎解きをクリアした後に、基本的にWebサイトを使用して簡潔に申し込みができるようにすること。ただし、スマートフォン等を持っていない参加者も申し込みできるよう、紙媒体による対応も可能とすること。

②賞品の種類

磐田市を再訪する動機付けとなるような賞品とすること。なお、賞品の内容及び当選人数については委託者との協議により決定する。また、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)及びその他の関係法令等に抵触しないように配慮すること。

③個人情報

イベント参加者が抽選に応募する時点で収集することとし、商品の発送に必要な最低限の個人情報のみ取得すること。また、その旨を応募時に応募者が確認できる仕様とすること。

④当選者の選定方法

原則抽選によるものとする。

⑤プレゼント企画に係る費用

賞品購入費、梱包費、抽選に係る経費、発送費等は本契約金額に含むものとする。ただし、一部委託者により提供できる賞品がある可能性があるため、協議の上決定すること。

(3) アンケート

イベント参加者へアンケートを実施し、参加者の集計・分析をすること。回収率をあげる工夫をすること。回答方法については、基本的にWebサイトを使用して簡潔に回答ができるようにすること。ただし、スマートフォン等を持っていない参加者も回答できるよう、紙媒体による対応も可能とすること。なお設問については、今後のイベント開催の参考になるよう委託者と協議の上決定すること。

(4) 制作物

①企画に係る制作物（チラシ・冊子・ポスター等）については、内容・デザイン等、委託者と協議を行い、受託者が用意すること。

②印刷が必要なものに関しては両者協議の上、発行部数を決定すること。

(5) 広報に関わること

①広報にかかる費用は、委託費に含むものとする。

②印刷が必要なものに関しては両者協議の上、発行部数を決定すること。

③イメージ例（以下は例示であり、提案内容を拘束するものではない。）

- ・チラシ、ポスターの作成・配布
- ・テレビ、新聞広告
- ・教育機関へのチラシ
- ・旅行会社との連携
- ・SNSを利用したキャンペーンの実施
- ・協賛店舗の募集

(6) イベント運営・管理に関すること

①イベントの運営にかかる一切の業務を行うこと（設営、整備・管理、撤去、景品の調達・抽選・受け渡しを含む）

②謎解きポイント設置施設等との連絡調整、各種問い合わせへの対応を行うこと。

③イベント実施期間中において、参加者対応等、委託者との窓口となる進行管理者を選定し、委託者との迅速な連絡調整が可能な体制を整えること。

④設置物の定期的な保守・点検を行い、破損等が発見された場合は補修・交換を行うこと。

(7) その他

①イベント参加者数や年代、性別、居住地が把握できる仕組みを工夫すること。

7 業務計画

受託者は、業務開始前に業務計画表を作成し、委託者に提出するものとする。

8 業務成果

参加者の情報や要望等を集約・分析・検証し、次に記載する成果品を作成し、周遊プログラム終了後速やかに委託者へ提出すること。

- (1) 業務委託の成果（報告書・冊子・ポスター等）
- (2) 電子データを記録したDVD-R（正・副）
- (3) 打合せ資料・関係機関等協議資料
- (4) その他委託者が指示するもの

9 その他

- (1) 本事業の詳細については、別紙「募集要項」を参照すること。
- (2) 契約締結後、速やかに業務計画書を作成し、委託者の承諾を得るものとする。
- (3) 受託者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」（以下「特記事項」という。）を順守しなければならない。
- (4) 受託者は、本業務を委託者の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して、特記事項を順守させなければならない。また、地域経済の活性化と底上げのため、できるかぎり市内業者と再委託すること。
- (5) 本業務の実施にあたり疑義や変更が生じた場合や、この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方協議のうえ、業務を進めること。

10 委託者

磐田市観光協会

営業時間：午前9時から午後6時まで

定休日：月曜

〒438-0078 磐田市中泉一丁目1-5

電話/FAX：0538-33-1222

メールアドレス iwata-kankou@river.ocn.ne.jp

※本使用書はプロポーザル用であり、採用業者とは内容を別途協議の上、契約を締結する。契約内容については、協議の中で企画提案書等の内容から変更・修正する場合がある。

個人情報取扱特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 磐田市観光協会（以下「委託者」という。）がこの契約において個人情報を取り扱わせる者（以下「受託者」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適性に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、委託者に通知しなければならない。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、受託者の管理下において使用する場合はこの限りではない。

(再委託の禁止等)

第7条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うものとする。

3 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、受託者及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、前項の約定において、委託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外

なく禁止しなければならない。

(資料等の返還)

第8条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告、資料の提出等)

第9条 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時等における報告)

第10条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修の実施及び誓約書の提出)

第11条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項及び民事上の責任についての研修を実施しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第12条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

- (1) この契約による事務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。